

# 委員会レポート

Committee reports

各常任委員会に付託された案件について、審査した内容と結果を掲載しています

## 文教厚生常任委員会

◎委員長 ○副委員長

◎平原 志保 ○鈴木てるみ 山田 龍治 仮屋 国治 新橋 実 植山 利博 下深迫孝二 宮内 博



日当山中学校の武道館

### 学校の夜間照明施設の使用料の改正

一般利用の体育館・武道館の使用料を210円から220円に、グラウンドの使用料を420円から430円に改定するものとの説明。

**問** すべてこの金額で統一されているのか。  
**答** 照明基数がほかより少ない永水小学校以外は同じ料金である。

### 反対討論

消費税増税を料金改定

### 消防局職員を増員する職員定数条例改正

消防局における業務量が年々増加傾向にあり、消防活動に支障をきたす恐れがあることから、市民の安心・安全の確保に努めるため、消防局の職員の定数を184人から189人に引き上げようとするもの。なお、市全体の職員定数は据え置くことから、市長事務部局の職員定数は769人から764人に引き下げようとするものとの説明。

**問** 市長事務部局の職員定数が減ることと特に影響はないのか。  
**答** 現在、定数は769人だが、実数は687人で配置されており、業務に支障はないものと考えている。

### 自由討議

人件費は地方交付税の算定基礎に入っている。財政的に担保もあるなかで、市長部局も維持しつ

つ消防局の職員も確保していく努力が必要と考える。

### 反対討論

消防局職員定数を増加することに異論はないが、市長部局の職員定数を削減するということが問題である。

### 賛成討論

消防局における業務量の増加は、早急に対応をする必要がある。市長事務部局の職員定数と実数に差があるため業務上の支障はない。



### 公の施設の使用料の見直しに関する条例改正

原則として3年に1回見直すこととして、今回4回目となる。令和元年10月に10%に改正された消費税率引上げ分についても、併せて対応することとした。新たな料金の適用時期は、令和2年4月1日からであるとの説明。

**問** 使用料の上げ幅は、統一できなかったのか。  
**答** 施設の使用料の見直しについては、コストの再計算を行っており、それぞれの施設の建築費や過去3年間の投資などを考慮し、それぞれの施設の実態に応じて実情を十分加味している。

### 反対討論

今回の条例改正案は共通して消費税分と見直し分による値上げが含まれている。

### 市立公民館の大会議室、中会議室の使用料の改正

大会議室1時間当たりの現行料金250円を260円に中会議室の現行料金200円を210円に変更するものとの説明。

**問** 消費税法の規定により市は納入の義務がないのでは。  
**答** コストとして2%増が全てにかかってくる。その分を一般財源だけで賄うことは無理がある。

### 温泉センターの料金改正

入浴施設の料金は、県内他市の状況を踏まえ、消費税率引き上げ分のみ加算したとの説明。

**問** 入浴料は溝辺と横川は同じだが、霧島は高めに設定されている。この機会に同一料金にするという議論はなかったか。  
**答** 溝辺、横川の310

**賛成討論**  
3年に1回の見直しは適当であり、改定使用料も妥当である。

### 牧園総合支所新庁舎建築工事の請負契約

1工区は行政棟で契約の相手方が鎌田建設株式会社である。2工区は福祉棟、附属棟の建築工事で、契約の相手方が南建設株式会社である。契約方法は総合評価方式による一般競争入札で、工期は両工区とも令和3年2月26日までとの説明。

**問** 総合評価方式による一番特徴的な利点は何か。  
**答** 施工能力と、配置技術者の能力、もう一つは地域貢献度等を評価して、金額の高い低いだけではなく、総合的に判断しようというところで採用している。

### 自由討議

早い段階で、既存の牧園庁舎の利活用をはっきりとさせるべきである。

### 反対討論

既存の庁舎をどう活用していくのかまったく示されない中で、新庁舎だけが先行していることには問題がある。

### 賛成討論

既存庁舎の利活用については早急に考えないといけないが、今回の契約とは別の話である。

**問** 日本学生支援機構の無利子奨学金の額を調整して貸与する予定ということだが、この額はどのくらいになるのか。  
**答** 本市の奨学資金についても、自宅、自宅外の違いや、大学、短大等の学校の種別により金額が異なる。例えば、国公立大学に自宅から通う場合は、日本学生支援機構の無利子奨学金は4万5000円で、非課税世帯は4万5000円が100%支給されるが、非課税世帯に準ずる世帯については、3分の2の支給であり、学資金だけでいうと3分の1の額が支給されないということになるため、授業料の減免額を合算した額を差し引いて、市の奨学金からも貸与ができるようにしようとした。

### 霧島市奨学資金条例の一部改正

本市は、平成29年度から「霧島ふるさと愛」若者応援事業を実施している。国は、令和2年4月1日から住民税非課税世帯等に対し高等教育無償化のための支援措置を行う。今回の条例改正で、国の支援と本市奨学資金の併給を認め、その場合は、国の支援額と市の従来の奨学資金貸与額の差額とし、貸与希望者の選択の幅を広げ、利用しやすい制度にするとの説明。